

「平成29年度 決算の概要」

昨年12月の市議会定例会で平成29年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や国、県からの補助金などが、どのくらい入って、どのように使われたのか一般会計を中心にお知らせします。

平成29年度の一般会計の歳入は326億9,114万円、歳出は318億993万円となっています。歳入・歳出差し引きは8億8,121万円です。平成30年度へ繰り越した事業の財源となる4億1,230万円を除いた4億6,891万円が実質の黒字額となります。

歳入、歳出額を前年度と比較すると、それぞれ13億8,246万円（4.4%）、15億4,645万円（5.1%）の増となりました。

平成29年度 一般会計

歳入合計

326億9,114万円

歳出合計

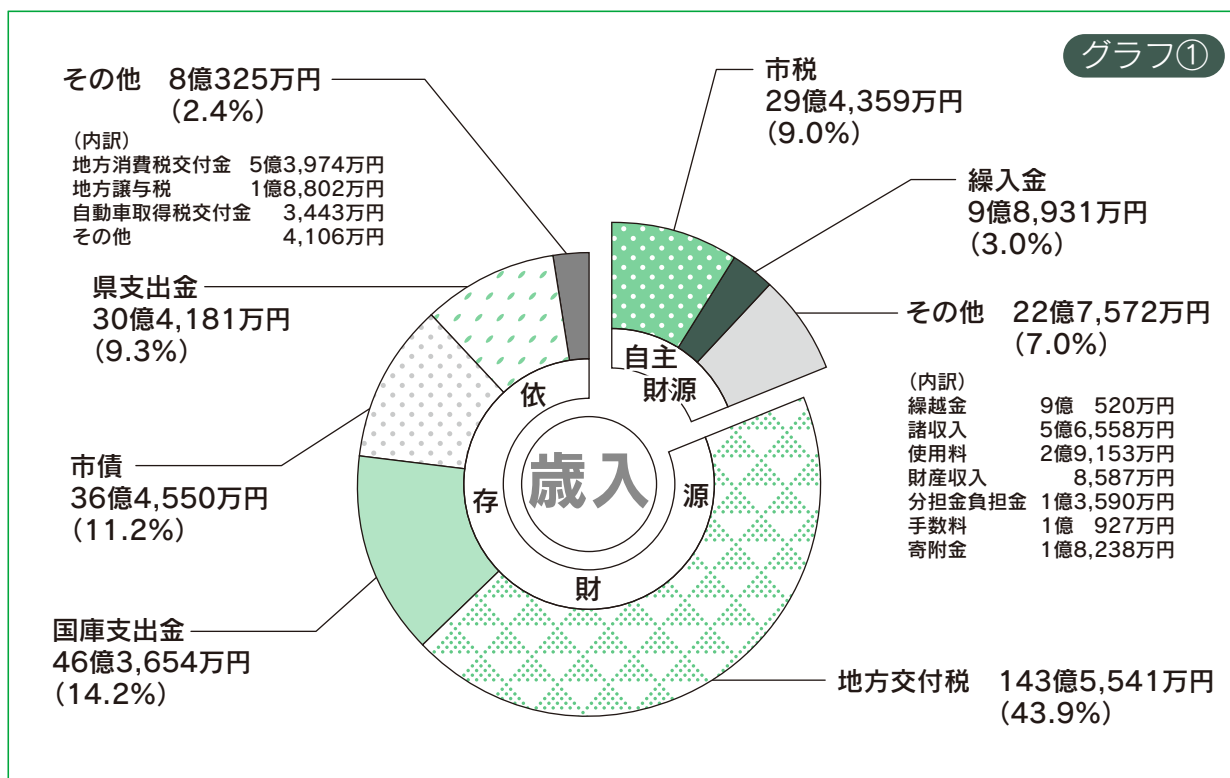
318億 993万円

歳入

一般会計の歳入（グラフ①）は、市税や使用料などのように市が自主的に収入することができる財源（自主財源）と、地方交付税や国・県支出金など国や県により定められた額を交付される財源（依存財源）に分けられます。自主財源が多いほど市の自主性と安定性が確保されます。

対馬市の自主財源は62億863万円（20.5%）で、なかでも収入の柱であるべき市税は29億4,359万円（9.0%）にとどまっております。市民一人あたりでみると9万となっています。

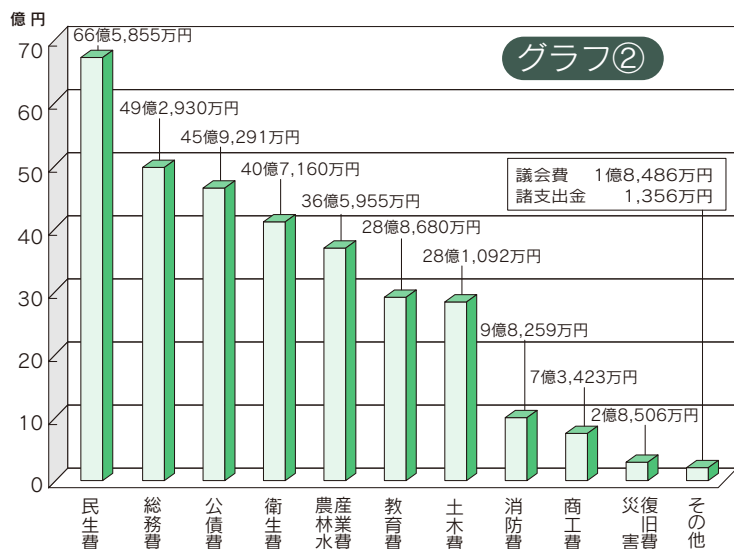
依存財源では、地方交付税が143億5,541万円（43.9%）で最も大きなものです。次いで国庫支出金46億3,654万円（14.2%）、市債（借金）36億4,550万円（11.2%）、県支出金30億4,181万円（9.3%）の順となっています。



歳出

使われたお金を目的別（グラフ②）に分類すると、民生費がトップで66億5,855万円（20.9%）、続いて総務費が49億2,930万円（15.5%）、建設事業等を行うときに借り入れた市債の償還金である公債費が45億9,291万円（14.4%）となっております。

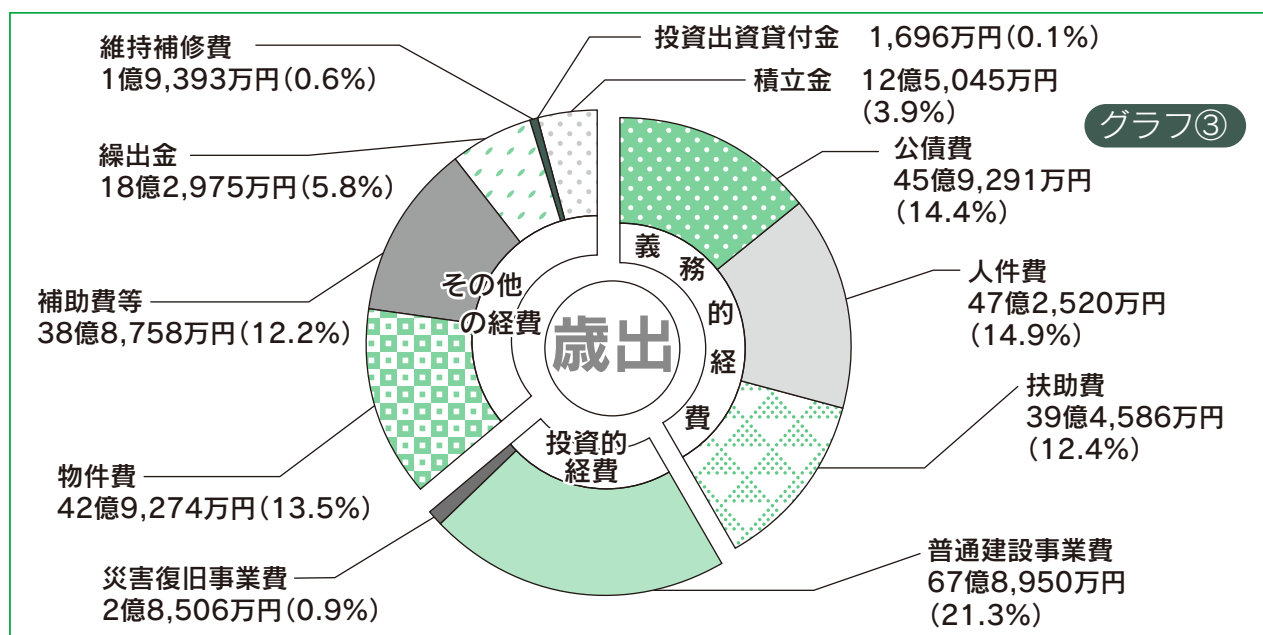
目的別の主な事業は表①のとおりです。



平成29年度 主な事業

(表①)

民生費：保育所・へき地保育所運営事業（7億3,644万円）、自立支援給付事業（7億8,821万円）、福祉医療費助成事業（1億4,576万円）
総務費：国境離島航路・航空路運賃低減事業（1億1,760万円）、CATVリブレース事業（1億8,499万円）
公債費：市債元金（43億1,939万円）、市債利子（2億6,956万円）
衛生費：海岸漂着物地域対策推進事業（2億7,887万円）、健康増進事業（5,620万円）
農林水産業費：漁港整備事業（12億7,038万円）、輸送コスト助成事業（4億4,990万円）、離島漁業再生支援交付金（3億7,530万円）、林道整備事業（1億5,040万円）
教育費：博物館建設事業（6億7,980万円）、学校グラウンド改修事業（1億1,584万円）
土木費：道路改良事業（11億8,354万円）、比田勝港国際ターミナル改修事業（1億2,237万円）
消防費：消防団拠点施設建設事業（5,078万円）
商工費：対馬観光リニューアル事業（5,017万円）
災害復旧費：道路災害（1億6,552万円）、河川災害（1,944万円）
諸支出金：旅客定期航路事業特別会計繰出金（1,356万円）



基金

それぞれ目的別に基金があり、目的に沿った事業を実施するため積立（貯金）や取り崩し（引き出し）をしています。全国から納められた「ふるさと納税寄附金」は、ふるさと応援基金に積立てています。基金の状況は表②のとおりです。

基金の状況（一般会計）

(表②)

名 称	平成28年度末現在高	平成29年度末現在高	増 減 額
◎財政調整基金	30億528万円	30億618万円	90万円
◎減債基金	30億2,818万円	32億3,853万円	2億1,036万円
◎振興基金	23億2,606万円	23億2,693万円	87万円
◎まちづくり基金	10億円	10億円	0円
◎合併振興基金	31億6,776万円	31億6,990万円	214万円
◎土地開発基金	8億1,800万円	8億1,807万円	7万円
◎その他の基金（17基金）	28億4,528万円	27億8,056万円	6,472万円
合 計	161億9,056万円	163億4,018万円	1億4,962万円
1人あたりの基金（積立金）の残高	51万3千円	52万6千円	1万3千円

市 債

市債の状況(一般会計)

(表③)

名 称	平成28年度末現在高	平成29年度末現在高	増減額
市債年度末現在高(一般会計)	450億8,965万円	444億1,576万円	△6億7,389万円
1人あたりの市債(借金)の残高	142万9千円	143万千円	1千円

公共施設や道路を整備するための借入金を市債(表③)といたします。平成29年度は36億4,550万円を借り入れました。市債の平成29年度末残高は、前年度末より6億7,389万円減少し、444億1,576万円となっています。

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

平成29年度は地方消費税交付金として、5億3,974万円の収入がありました。そのうち、消費税引上げ分(社会保障財源化分)である2億3,071万円については、社会保障の経費に充てています。充当状況は(表④)のとおりです。

消費税引上げ分充当状況

(表④)

事業名	決 算 額	充 当 金 額
社会福祉		
障害者福祉事業	9億9,094万円	2,052万円
高齢者福祉事業	2億4,893万円	1,277万円
児童福祉事業	7億9,568万円	2,438万円
母子福祉事業	1億1,342万円	470万円
生活保護扶助事業	13億1,557万円	1,841万円
小 計	34億6,453万円	8,079万円
社会保険		
介護保険事業	5億8,662万円	3,769万円
国民健康保険事業	3億9,203万円	1,168万円
小 計	9億7,865万円	4,937万円
保健衛生		
高齢者医療事業	4億9,589万円	2,564万円
病院事業	10億3,683万円	6,682万円
疾病予防対策事業	1億3,534万円	809万円
小 計	16億6,805万円	1億54万円
合 計	61億1,123万円	2億3,071万円

目的税等の充当状況

市内の温泉施設への入湯者から、入湯税として1回150円を徴収し、観光施設を整備する事業に充てています。(表⑤)

入湯税

(表⑤)

入湯税対象者数	収 入 額
113,213人	1,698万円

厳原と比田勝の国際ターミナル利用者から、出国する際にターミナル使用料を徴収し、国際ターミナル等を管理する経費に充てています。(表⑥)

○小人(6歳以上12歳未満) 100円

○大人(12歳以上) 200円

国際ターミナル使用料

(表⑥)

出 国 者 数	収 入 額
大人354,451人、小人10,202人	7,191万円

※6歳未満の幼児からは徴収していません。

特別会計・企業会計の決算

特別会計とは、一般会計と分けて、特定の事業を行うための会計です。(表⑦)

企業会計とは、市内の水道事業を運営するための会計です。(表⑧)

特別会計決算状況

(表⑦)

会 計 名	歳 入	歳 出	歳入歳出差し引き
診療所特別会計	4億8,355万円	4億8,278万円	77万円
国民健康保険特別会計	57億3,087万円	56億4,625万円	8,462万円
介護保険地域支援特別会計	2億4,616万円	2億1,577万円	3,039万円
介護保険特別会計	37億4,913万円	37億4,582万円	331万円
集落排水処理施設特別会計	2,237万円	2,237万円	0万円
旅客定期航路事業特別会計	3,968万円	3,958万円	10万円
後期高齢者医療特別会計	3億7,402万円	3億7,154万円	248万円
合 計	106億4,578万円	105億2,411万円	1億2,167万円

企業会計(水道事業)決算状況

(表⑧)

区 分	金 額
収 益 的 収 入	12億2,594万円
収 益 的 支 出	10億2,730万円
資 本 的 収 入	5億9,095万円
資 本 的 支 出	9億5,531万円

※資本的収入に対して支出で不足する3億6,437万円は、過年度分損益勘定留保資金などから補てんしました。



問い合わせ／総務部 財政課 ☎0920(53)6111

お知らせ 「児童手当」の申請はお忘れなく

児童手当とは、中学校卒業までの児童を養育されている方に支給される手当です。出生や転入があったときは、市役所の児童手当担当窓口で申請してください。なお、公務員の方は勤務先で申請してください。

支給要件	中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方		
支給額 （月額）	児童の年齢が3歳未満	3歳以上小学校卒業前	中学生
	一律15,000円	10,000円※第3子以降は15,000円	一律10,000円
支給時期	6月（2月～5月分）・10月（6月～9月分）・2月（10月～1月分）		
その他	手当受給者は、毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届出がないと6月以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。		

※「第3子以降」とは高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童福祉施設等に入所している児童は対象外になります。

※受給者の所得が所定額以上である場合は特例給付として月額一律5,000円を支給します。

お知らせ ひとり親家庭などに支給される「児童扶養手当」の申請を随時受け付けています

支給要件	①②のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している母や児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は父母に代わって児童を養育している方（児童と同居し、監護し、生計を維持していること。） ①離婚・死別・その他一定の事由により、父又は母と生計を同じくしていない。 ②父又は母に重度の障がいがある。		
支給額 （月額）	児童1人目	児童2人目	児童3人目以降
	10,030円～42,500円	5,020円～10,040円	3,010円～6,020円
支給時期	法改正により、2019年11月分の手当から支給回数が「4か月分ずつ年3回」から「2か月分ずつ年6回」に変更されます。 変更前：8月（4月～7月分）・12月（8月～11月分）・4月（12月～3月分） 変更後：1月（11月～12月分）・3月（1月～2月分）・5月（3月～4月分）・7月（5月～6月分）・9月（7月～8月分）・11月（9月～10月分）		
その他	手当受給者は、毎年8月に「児童扶養手当現況届」の提出が必要です。この届出がないと11月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。		

※特別児童扶養手当の対象児童又は同等の障がいの程度にある児童は20歳未満まで手当を受けることができます。

※児童福祉施設等に入所している児童は対象外になります。

※受給者や同居扶養義務者の所得が所定額以上である場合は手当の一部又は全部が支給されません。また、公的年金給付等を受けている場合は支給制限がございます。

お知らせ 障がいのある児童を監護・養育する父母などに支給される「特別児童扶養手当」をご存じですか？

支給要件	心身に中程度以上の障がいをもつ20歳未満の児童を監護する父もしくは母又は父母に代わって児童を養育している方	
支給額 （月額）	1級該当の児童1人につき	2級該当の児童1人につき
	51,700円	34,430円
支給時期	8月（4月～7月分）・11月（8月～11月分）・4月（12月～3月分）	
その他	手当受給者は、毎年8月に「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。この届出がないと8月以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。	

※児童福祉施設等に入所している児童、障がいを事由とする年金を受給できる児童は対象外になります。

※受給者や配偶者、同居扶養義務者の所得が所定額以上である場合は支給されません。

問い合わせ／

福祉事務所 こども未来課 ☎0920(58)2294 美津島行政サービスセンター ☎0920(54)2271
南福祉保健センター ☎0920(53)6111 峰行政サービスセンター ☎0920(83)0304
北福祉保健センター ☎0920(84)2313 上対馬振興部 住民生活課 ☎0920(86)3112

お知らせ

「平成29年度 市税の収納状況」

平成29年度の現年分の徴収率は96.41%でしたが、税金全体に対する滞納繰越分の占める割合が21.26%と高く、現年・繰越合計での徴収率は前年を0.26ポイント上回り、78.04%でした。ただし、この数字は昨年に引き続き県下最下位となっています。

税金は、一人ひとりが応分な負担をすることにより、市が行う生活基盤整備・医療・福祉・教育など市民の生活や産業の振興等、街づくり全般に要する経費の一部をまかなっている大切な財源です。

しかしながら、一部の滞納者によって税負担の不公平が生じ、また財政運営上も支障をきたしているのが現状です。滞納税解消のため、納税相談や徴収強化月間の実施等により納税意識の高揚に努めています。

平成29年度 市税の収納状況

《現年課税分》

(単位:円)

税 目	管 轄	課 税 総 額	収 入 済 額	未 収 入 額	収 納 率 (%)
市民税(普通徴収)	本 庁	686,100,556	641,912,234	44,188,322	93.56
	美津島行政サービスセンター	433,444,038	403,796,138	29,647,900	93.16
固定資産税	中対馬振興部	343,782,044	325,789,667	17,992,377	94.77
軽自動車税	峰行政サービスセンター	218,396,534	202,442,596	15,953,938	92.69
国民健康保険税	上県行政サービスセンター	209,954,312	196,275,452	13,678,860	93.48
	上対馬振興部	265,516,239	254,222,081	11,294,158	95.75
	市 外	390,001,534	381,127,006	8,874,528	97.72
市民税(特別徴収)		894,797,999	893,283,663	1,514,336	99.83
国民健康保険税(特別徴収)		83,902,900	83,902,900	0	100.00
固定資産税交付金		18,866,800	18,866,800	0	100.00
法人市民税		168,609,900	168,153,900	456,000	99.73
市町村たばこ税		273,447,156	273,447,156	0	100.00
鉱産税		76,100	76,100	0	100.00
入湯税		16,981,950	16,981,950	0	100.00
合 計		4,003,878,062	3,860,277,643	143,600,419	96.41

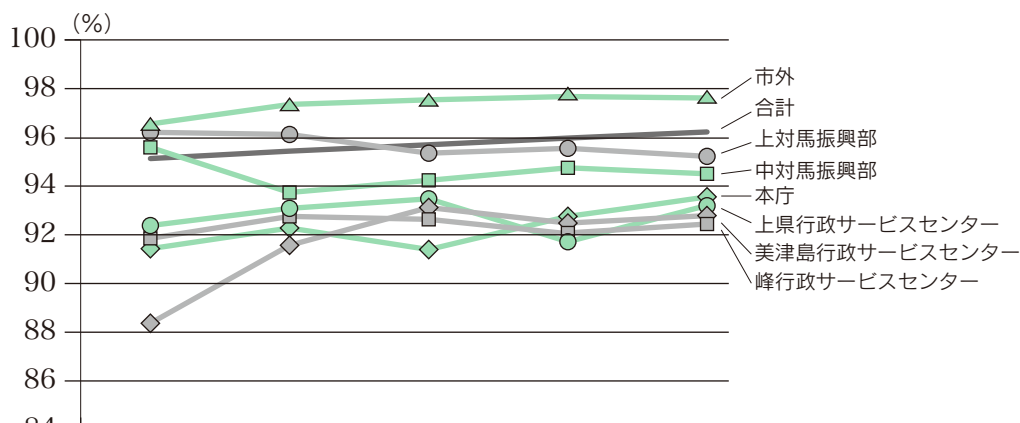
詳しい各行政区別の収納率は対馬市のホームページで公開しています。

(<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp>)

対馬市ホームページ ⇒ 暮らしとすまい ⇒ 税金 ⇒ 市税の収納状況 ⇒ 行政区別収納状況一覧

徴収率の推移(現年分)

市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の合計です。(下の表には、県民税を含んでいますので徴収率に若干違いがあります。)



	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
本庁	91.41	92.42	91.69	92.79	93.29
美津島行政サービスセンター	88.66	91.74	93.17	92.66	92.98
中対馬振興部	95.48	93.78	94.27	94.80	94.51
峰行政サービスセンター	91.99	93.03	93.01	92.10	92.65
上県行政サービスセンター	92.46	93.17	93.26	91.69	93.07
上対馬振興部	96.25	96.09	95.60	95.98	95.33
市外	96.53	97.15	97.60	97.61	97.44
合 計	95.01	95.66	95.89	96.00	96.23

市税の納付は、便利な口座振替で！

納めようと思っっているうちに納期限が過ぎてしまった経験はありませんか？

銀行等が近くになかったり、多忙で支払に行く余裕がなかったりする方のために口座振替の制度があります。

前もって口座に入金しておくだけで毎月25日（土日・祝日の場合、翌営業日）に自動的に納付され、一度手続をされると毎年、口座から引き落とすことができます。

手続は、口座振替依頼書を預金口座のある金融機関等に提出していただくだけです。依頼書は下記金融機関又は市役所に置いてありますので、窓口でお尋ねください。

【口座振替を取り扱う金融機関】

十八銀行・親和銀行・ゆうちょ銀行・長崎県信漁連・対馬農業協同組合

税の滞納処分を強化しています

税を納期限までに納付しないと、督促状を発送します。それでも納付されない場合は、納税催告等で納付のお願いをしています。また、滞納した場合には、税額とあわせて督促手数料や延滞金を納めていただきます。

さらに、催告にも応じず滞納を続ける場合には、法律に基づいた財産調査後、滞納処分（給与・預貯金・家賃などの債権や不動産などの差し押え等）を実施します。

滞納処分することが本来の目的ではありませんが、納期限内に納税されている人との公平を保つためにも、今後も滞納処分を強化していきます。

平成29年度の差押実績等

【100万円以上の滞納者数・割合】

管 轄	滞納者数	割合(%)
本庁(島外含む)	88	34.8
美津島行政サービスセンター	56	22.1
中対馬振興部	27	10.7
峰行政サービスセンター	33	13.0
上 県 行 政 サービスセンター	31	12.3
上対馬振興部	18	7.1
合 計	253	100.0

【不動産・動産差押実績】

(単位:円)

種 類	件数	滞 納 税 額	交付要求額	公 売 額	税 配 当 額
不動産	0		2,776,600	279,200	254,200
動産他	7	21,001,648	0	0	0
合 計	7	21,001,648	2,776,600	279,200	254,200

* 動産とは………税務課職員が自宅や倉庫等を搜索し、家財道具等を差し押えたもの（不動産以外）です。

* 交付要求とは…滞納者の財産について裁判所等で競売の手続きが開始された場合、執行機関に対して、税務課で配当要求を行い、滞納税を徴収するための手続きです。

* 公売とは………差し押えた動産や不動産を売って、現金に換え、滞納税に充当します。

【債権差押実績】

(単位:円)

種 類	件数	滞 納 税 額	うち交付要求額	取 立 額	税 配 当 額	その他配当金
預 金	6	938,463	0	391,049	315,549	75,500
保 険	5	3,747,200	0	8,232,917	4,822,658	3,410,259
売上・水揚	6	1,540,200	1,540,200	1,239,426	1,080,126	159,300
給 与	31	16,794,403	6,990,200	12,030,427	10,523,024	1,507,403
報 酬	20	10,631,624	0	3,990,723	2,538,823	1,451,900
地代・家賃	3	2,612,494	2,397,194	1,865,000	1,858,100	6,900
還 付 金	14	6,497,028	0	570,734	451,923	118,811
出資金その他	2	368,900	0	487,930	383,630	104,300
合 計	87	43,130,312	10,927,594	28,808,206	21,973,833	6,834,373

【公売実績】

(単位:円)

No.	区 分	物 件 明 細	公売日(入札日)	出品数	売却数	公 売 額
1	期間入札公売(不動産)	不動産3件	H29. 6.5~H29. 6.8	3	1	260,000
2	期間入札公売(不動産)	不動産2件	H29. 9.4~H29. 9.7	2	0	0
3	期間入札公売(不動産)	不動産3件	H29.12.4~H29.12.7	3	0	0
4	期間入札公売(不動産)	不動産3件	H30. 3.5~H30. 3.8	3	0	0
	合 計			11	1	260,000

問い合わせ／市民生活部 税務課 ☎0920(53)6111

お知らせ

「平成30年 教育委員会の活動概要」

教育委員会の構成

教 育 長 永留 和博（峰）

教育委員（教育長職務代理者） 吉野 建實（美津島）

教育委員 佐伯 康弘（豊玉）・一宮 恵津子（厳原）・齋藤 豪（上対馬）

教育委員会の開催数 10回（1月～12月）

主な審議案件（主な内容の抜粋、全て可決済み）

○対馬市立小・中学校の通学区域の設定に関する規則の一部改正

○対馬市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正

○対馬市立幼稚園型認定こども園管理規則の改正

○対馬市体育施設条例の一部改正

○平成31年度使用小・中学校教科用図書の採択事務について

○対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部改正

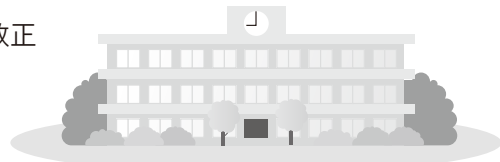
○対馬市就学援助事務取扱要綱の一部改正

※教育委員会会議録は、対馬市ホームページから閲覧可能です。

委員の研修 県市町教育委員会合同研修会・市町村教育委員会研究大会に参加

教育施設訪問 5か所（厳原小・比田勝中・比田勝こども園・豊玉小・豊玉運動公園）

※教育委員会会議は傍聴できますので、ご希望の方は教育総務課までお電話ください。



問い合わせ／教育委員会 教育総務課 ☎0920(88)2000

求人

「認知症地域支援推進員嘱託職員」を募集します

募集人員 1人

勤務場所 中地区保健センター（豊玉町仁位380）

業務内容 ○認知症の人等が必要な医療や介護等のサービスが受けられるようにするための関係機関との連携及び調整等の支援に関すること

○認知症の人等を支援する地域の人材やサービス拠点等の社会資源の情報収集及び提供に関すること

○認知症の人等への支援を行う関係者に対する研修会等の企画、調整及び実施に関すること

○認知症の正しい理解の普及啓発に関すること 等

任用期間 2019（平成31）年4月1日～2020年3月31日

報酬 対馬市嘱託職員管理要綱による

応募資格 通勤可能で、保健師・看護師・准看護師・作業療法士・精神保健福祉士・社会福祉士・社会福祉主事・介護福祉士・介護支援専門員のいずれかの資格を有し、かつ、普通自動車免許を有している健康な方

選考方法 書類審査及び面接による（日時等は後日通知）

応募方法 履歴書（自筆、写真添付）と資格証の写し各1通を地域包括ケア推進課に持参又は郵送してください。

応募期限 2月22日（金）17:00必着

問い合わせ／健康づくり推進部 地域包括ケア推進課 ☎0920(53)6111

（応募先） （〒817-8510 厳原町国分1441）

対馬市人事異動

平成30年12月31日付 退職

平成31年1月1日付 異動

氏 名	旧 配 置
鶴岡 雅弘	水道局 次長兼水道局水道課長 兼水道部次長兼水道部水道課長

氏 名	新 配 置
大浦 展裕	水道局 局長兼水道部長 水道局水道課長 事務取扱 水道部水道課長事務取扱

お知らせ 「水道管の凍結」を予防しましょう

近年、例年にない寒波により、水道管の凍結が発生しています。凍結・破裂が同時多発的に発生した場合、水道事業者の復旧活動にも限界があり、長時間にわたって日常生活に支障を及ぼす事もあります。0度以下の寒い日が続く時など、事前に予防を行うことが大切です。

予防策

- 露出した水道管を保護材等を用いて保護する。
- 蛇口から少量の水を流し続ける。(流した水は浴槽やバケツに貯めて生活用水に利用してください。)

【注意】この際の水道料金は使用者の負担となります。

長期不在で水道を使用しない時は水道管破裂による家屋の損傷予防のため、止水栓を閉めましょう。



凍結してしまった場合

- 自然に解けるのを待つ。
 - 凍結した部分にタオル等をかぶせて、ぬるま湯で溶かす。
- 【注意】直接、熱湯をかけると管が破裂したり、傷んだりします。

破損・漏水してしまった場合

止水栓を閉めて、対馬市が指定する指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

【注意】宅内漏水の修理にかかる費用は所有者・使用者の負担となります。



問い合わせ／

水道局水道課	☎0920(52)0943	美津島行政サービスセンター	☎0920(54)2271
中対馬振興部 住民生活課	☎0920(58)1111	峰行政サービスセンター	☎0920(83)0301
上県行政サービスセンター	☎0920(84)2311	上対馬振興部 住民生活課	☎0920(86)3112

求人 「神話の里自然公園の管理人」を募集します

募集人員	2人
業務内容	神話の里自然公園内の清掃、有料施設の使用・貸出等
委託期間	2019(平成31)年4月1日～2020年3月31日
委託料	月額113,000円程度
応募資格	通勤可能で健康な方、かつ、普通自動車運転免許を所持する方(平成31年3月31日までに取得見込みの方)
選考	書類審査及び面接(日時等は後日通知)
応募方法	履歴書(自筆・写真貼付)を持参又は郵送してください。
応募期限	平成31年2月15日(金) 17:00(当日消印有効)

問い合わせ／中対馬振興部 地域振興課
(応募先) ☎0920(58)1111
(〒817-1201 豊玉町仁位380)

求人 「旧金石城庭園の管理人」を募集します

募集人員	1人
業務内容	庭園内及び園路周辺の除草清掃等施設管理、案内業務等
雇用期間	2019(平成31)年4月1日～2020年3月31日
委託料	月額140,000円程度
応募資格	対馬市内に在住し、通勤可能で健康な方
選考	書類審査及び面接(日時等は後日通知)
応募方法	履歴書1通(自筆・写真添付)を持参又は郵送してください。
応募期限	平成31年2月15日(金) 17:00(当日消印有効)

問い合わせ(応募先)／
教育委員会 文化財課 ☎0920(54)2341
(〒817-0322 美津島町雞知甲1287-1)

イベント =男女共同参画推進事業= **参加無料・要申込**
「**おとう飯・おかあ飯・家族のみな飯**
プロジェクト」を開催します

と き 2月17日(日) 10:00~12:30
と ころ 豊玉文化会館 調理実習室
内 容 餅つき及びせんだんごのぜんざい作りを行います。家族で、できる人が、できることを分担して、楽しみながら調理します。

参加要件 先着10組 ※家族単位でお申込みください。
申込方法 電話又はFaxでお申込みください。
※Faxの際は「参加者全員の①氏名②年齢③住所④代表者の電話番号」を記載してください。

申込期限 平成31年1月31日(木) 先着順
そ の 他 エプロンと三角巾を持参してください。

問い合わせ／総務部 総務課
(申込先) ☎ 0920(53)6111
Fax0920(53)6112

イベント 「**第15回対馬市民美術展**」を開催します

展示作品 洋画・日本画・書道・デザイン・彫塑・工芸・写真
峰 会 場：峰地区公民館講堂
1月23日(水)~1月27日(日) 9:00~18:00
厳原会場：対馬市交流センター3階展示ホール
1月30日(水)~2月3日(日) 9:00~18:00

問い合わせ／教育委員会 生涯学習課
☎0920(88)2004

お知らせ 「**長崎県戦没者慰霊奉賛会奉賛金**」へのご協力、ありがとうございました

平成30年度も多くの市民の皆様から温かい善意の奉賛金を頂戴いたしました。おかげをもちまして、対馬市内で**529,340円**の奉賛金が集まりました。
お寄せいただいた奉賛金は、戦没者追悼式・関係施設の整備及び維持管理等に活用させていただきます。
今後ともご支援・ご協力をよろしくお願いします。

問い合わせ／長崎県戦没者慰霊奉賛会
対馬市支部事務局(福祉課内)
☎0920(58)2294

イベント 博物館関連事業講演会
「**中世対馬の歴史と文化財**」を開催します **入場無料**

とき・ところ ○2月16日(土)
19:00~21:00 (開場18:30)
対馬市交流センター3階大会議室
○2月17日(日)
14:00~16:00 (開場13:30)
上対馬総合センター2階視聴覚室

講演内容・講師 「宗義智の生涯」
国立歴史民俗博物館 荒木 和憲 氏
「対馬に遺る渡来経典」
県立対馬歴史民俗資料館 瓜生 翠 氏
※台風により中止となった10月の講演会と同じ内容で開催します。



宗義智公之像(中村ふれあい公園)

問い合わせ／観光交流商工部
文化交流・自然共生課
博物館建設推進室
☎0920(53)6111

イベント 「**第18回対馬少年の主張大会**」を開催します

と き 2月17日(日) 13:00~16:30
と ころ 対馬市公会堂(豊玉町)
内 容 中学生が日頃、生活の中で感じていること、考えていること、又社会に対する希望や未来への提言・夢などを、少年の主張として各地区の代表が発表します。



問い合わせ／教育委員会 生涯学習課
☎0920(88)2004

お知らせ

「認知症支え愛川柳コンクールの入賞作品」が決定しました

最優秀賞

助け愛
声をかけ愛 支え愛
小島 愛理(厳原町)

優秀賞

そだねーの
会話になごむ 認知症
武田 敏雄(上県町)

優秀賞

孫を見て
我の名を呼ぶ 母愛し
鎌田 秋子(厳原町)

認知症の方を地域で支えあう意識を広げる
目的で、認知症支え愛川柳を募集し、
116点もの応募をいただきました。あり
がとうございました。

審査の結果、左記の方が入賞されました
ので紹介いたします。



問い合わせ／
健康づくり推進部
地域包括ケア推進課
☎0920(53)6111

イベント

「対馬市シルバー人材センター研修会」を開催します

とき・ところ

○2月7日(木) 14:00～16:30(受付13:30) 上対馬地域福祉センター
○2月8日(金) 13:00～15:30(受付12:30) 対馬市交流センター3階大会議室

内 容

シルバー人材センターの全島組織化に向け、組織の仕組みや取組を皆さんに知っていただき、
会員になって活躍いただくための研修です。

講 師

○(公社)長崎県シルバー人材センター連合会 専務理事 岩本 公明 氏
○(公社)大村市シルバー人材センター 事務局長 森 信一郎 氏



問い合わせ／福祉保険部 福祉課 ☎0920(58)2294

「市営住宅への入居者」を募集します

	団地名	所在地	戸数	家賃(敷金は3か月分)※1	間取り
厳 原	棧原団地	東 里	1戸	13,000円～19,400円	3DK
	床谷団地	下 原	1戸	8,400円～12,500円	2K
上 県	日吉団地	佐須奈	1戸	21,200円～31,500円	3DK
	大田原団地	佐須奈	2戸	20,100円～29,900円	3LDK
上対馬	新古里団地	古 里	1戸	24,000円～35,800円	2LDK

※募集団地は変更することがありますので、事前に各担当までご確認ください。

申込資格

①住宅に困窮し、収入が法定額を超えないこと。②市税等を滞納していないこと。
③暴力団員でないこと。

申込方法

市役所各庁舎に備え付け、又は対馬市ホームページに掲載している「入居申込書」に、所定の
証明書類を添えてご提出ください。

申込期間

2月1日(金)～2月15日(金) 17:00

そ の 他

家賃は、申込者の収入及び世帯構成等により上記の範囲内で決定します。

問い合わせ／

【厳原・美津島】

建設部 管理課

☎0920(53)6111

(申込先)

【豊玉・峰】

中対馬振興部 地域振興課

☎0920(58)1111

【上県・上対馬】

上対馬振興部 北部建設事務所

☎0920(86)3111

教えて！対馬市景観計画 Part.1

問い合わせ／しまづくり推進部 政策企画課
☎0920(53)6111

平成31年4月から「対馬市景観条例」及び「対馬市景観計画」が施行されます。この条例及び計画は、これまで長い年月をかけ形づくられてきた、歴史や自然などが形成する対馬市の美しい景観（眺望）を保全し、後世まで残していくことや、今後の美しい景観形成のため、区域や行為の規模により建築及び開発行為等に一定の基準や届出対象を定めております。

そこで、今号から数回に分けて対馬市景観計画届出制度等について、Q&A方式でお知らせしていきます。

Q. 届出制度とはどういうものですか？

A. 大規模な建設行為、特に地形の改变は、地域景観の素地に影響を与える可能性があり、また大規模な建築物などは、既往の市街地や集落に比べて大きすぎると市街地や集落のまちなみの調和を阻害するおそれがあります。

このようなことから、対馬市景観計画では、景観に与える影響が大きい、大規模な建設行為等を対象に、現状の景観を悪化させないような基準を定め、景観法に基づく届出制度により規制・誘導を行うものです。さらに、阿須・棧原～久田までの区域については、重点区域として定めており、全ての行為（一部除外あり）が届出の対象となっております。

Q. 届出の手続きはいつ頃までに行えばよいですか？

A. 景観法の規定では、届出に係る行為の着手の30日前までに届出をしていただく必要がありますので、着手日を考慮した余裕のある手続きを行ってください。

Q. 建築物の屋上に突出した階段室等は、建築物の高さに算入するのですか？

A. 建築物の高さは、景観の観点から、突出部分（階段室、装飾塔及び棟飾など）を含んだ建築物の最上部までの高さを対象とします。（※建築基準法施行令第2条第1項第6号ただし書き（口・ハ）は適用せず、塔屋なども高さに算入されます。）ただし、避雷針やアンテナなどの建築設備、その他格子状の手摺りや旗竿などの見通しのきくものは、高さに含みません。

Q. 届出に係る行為の着手制限などがありますか？

A. 景観法の規定では、届出を受理した日から30日間は当該届出に係る行為に着手してはならないと規定されています。（法第18条第1項）ただし、根切り工事・山留め工事・ウェル工事・ケーソン工事その他基礎工事（躯体部分を除く）は、この行為着手の制限から除外されています。また、場合によっては、期間が短縮できる場合もあります。

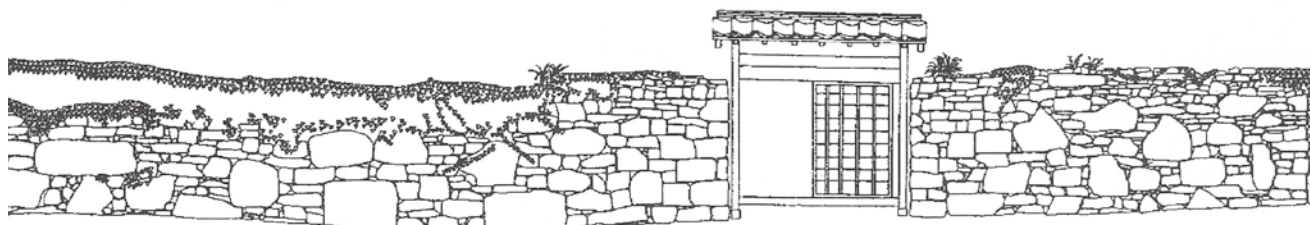
Q. 届出に係る行為が景観形成基準に適合しない場合はどうなりますか？

A. 届出に係る行為が景観形成基準に適合しない場合は、その行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告し、その勧告に従わない場合にその旨の公表を行うことがあります。

さらに建築物や工作物の形態・意匠が適合しない場合で、その調査等のため合理的な範囲内で行為着手の制限の期間を延長（最大90日）し、必要な限度において、その行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命令することがあります。

Q. 既存の建築物、工作物の取り扱いはどうなるのですか？

A. 現状のままであれば、景観法に基づく届出は不要です。今後、その建築物又は工作物について、増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更で、届出の対象となる規模の行為を行う際に、届出が必要となります。

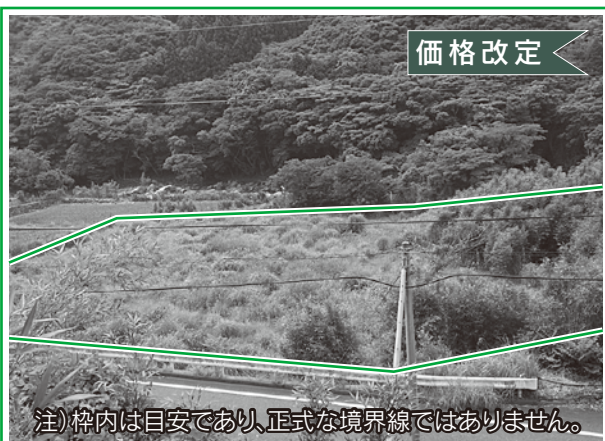


平成30年度「第5回 不動産公売」

問い合わせ／市民生活部 税務課
☎0920(53)6111

- 期間入札 3月4日（月）～7日（木）
9:00～17:00（最終日は15:00まで）
- 開札期日 3月7日（木）15:10
- 入札及び開札場所 対馬市役所 税務課
- 代金納付期限 3月14日（木）14:30
- 公売予定物件 1件（公売中止・変更の可能性があります。） H29(F)002

位置図



価格改定

注) 枠内は目安であり、正式な境界線ではありません。

売却区分番号	H29 (F) 002
地目	田
地積	5,208㎡（合計）
所在地番	厳原町内山字喜太郎36番 他3筆
見積価額 （最低入札価額）	1,070,000円
公売保証金	110,000円
備考	入札時には買受適格証明書（※注2-6）が必要で

※物件の詳しい内容は、税務課までお電話ください。
また、公売公告後、対馬市ホームページでも閲覧できます。

★入札にあたっての注意点★

1. 公売財産の明細書及び公売公告は市役所税務課に備え付けています。
あらかじめ関係資料を必ず確認し、関係公募等を閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで入札してください。
2. 入札日には、次のものが必要となりますので、お持ちください。
 - (1) 公売保証金
 - (2) 印鑑：代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印
 - (3) 代理人が入札する場合は、委任状
 - (4) 共同入札をする場合は共同入札代表者の届出書
 - (5) 法人の代表権限を証する書面（商業登記簿謄本等）
 - (6) 買受適格証明書【対馬市農業委員会へお尋ねください。☎0920(83)0302】
3. 公売公告後、公売を中止することがありますので、入札前に必ず、ご確認ください。
4. 公売に参加するには「対馬市不動産公売入札の手引き」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。
5. 日本国籍を持たない個人及び日本国内に本店を持たない法人は、入札参加できません。

無料法律相談日程のご案内

予約・問い合わせ／対馬市社会福祉協議会
☎0920(58)1432

対馬市社会福祉協議会では、法律に関する相談会を開催しています。料金は無料です。お気軽にご利用ください。

日 程	時 間	会 場	担 当
2月7日(木)	13:00 ～ 16:00	峰町保健福祉センター	法テラス対馬法律事務所
2月14日(木)		対馬市総合福祉保健センター（美津島）	対馬ひまわり基金法律事務所
2月21日(木)		対馬市交流センター（厳原）	法テラス対馬法律事務所

※法律相談を希望される方は、必ず事前（前日の16：00まで）に予約をお願いします。

プライバシー・相談内容・秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。

新年のごあいさつ

特集

まちの話題

スポーツアイデー

各課からの
お知らせ

無料法律相談

年金コーナー

わがまち再発見
消費生活相談所など他

情報BOX

あんにょん韓国語

図書館情報
たすけあい通信

福岡事務所レポート
学校給食レシピ紹介

おくやみ
市長の動き他

特別診療案内他

お知らせ 混乗便乗船時の本人確認書類が拡大されました

混乗便（比田勝ー博多間）を利用する場合、これまでは全ての乗船者（乳幼児を含む。）に公共機関が発行する顔写真付きの身分証明書での本人確認が必要でしたが、12月20日以降の乗船から本人確認できる身分証が以下のとおり拡大されました。

【本人確認ができるもの】※顔写真付きでない身分証でも本人確認ができるようになりました。

従前の確認できる身分証

- ・国境離島島民割引カード
- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・マイナンバーカード

拡大された確認できる身分証

- ・国境離島島民割引カード
- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・マイナンバーカード
- ・健康保険証・学生証
- ・クレジットカード
- ・社員証・キャッシュカード など

※12歳未満の方は、保護者の同伴及び保護者の身分証の確認により乗船することができます。

※12歳以上の方は、身分証での本人確認は義務付けられていますので、乗船券購入時にご提示ください。

問い合わせ／しまづくり推進部 政策企画課 ☎0920(53)6111



年金コーナー

問い合わせ／日本年金機構長崎北年金事務所
☎095(861)1354

～新成人の皆さんへ～20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金のポイント

☑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残った時に受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

お支払いが困難な場合は学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度をご利用ください。保険料を未納のまま放置していると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☑「納付猶予制度」

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

〇と き 2月20日(水) 14:00～17:00
ところ 峰行政サービスセンター

〇と き 2月21日(木) 9:00～15:00
ところ 上対馬総合センター

★年金相談は予約制です。相談時間枠には限りがありますので、お客様のご希望に添えない場合もございます。

★予約受付期限 2月15日(金)

わがまち再発見!!

教育委員会 文化財課 ☎0920(54)2341

～知ろう、守ろう、私たちの文化財～

金石城跡の整備を行ないました

今月号も「金石城跡」の整備工事の歴史を紹介します。

先月号でもご紹介しましたが、金石城跡においては「庭園（国名勝 旧金石城庭園）」の整備を中心に行なってきました。本格的な発掘調査の成果を踏まえ、水路石垣の解体積み直しや、景石（庭園内に配置された石）の据え直し、玉砂利敷きなどの復元工事のほか、園内に樹木を整える植栽工事、庭園に至る園路の整備工事といった各種工事を行い、江戸時代に対馬藩主宗家の殿様たちが見ていたであろう、庭園を復元しました。



復元工事前



復元工事後

要チェック! 消費者トラブルに巻き込まれる前に
対馬市消費生活相談所だより



問い合わせ/
対馬市消費生活相談所 ☎0920(52)8322
長崎県消費生活センター ☎095(824)0999

情報商材のトラブル

簡単に大金を得られることはありません!!

【相談事例】

会員制交流サイト（SNS）で知り合った友人の紹介で、投資により億万長者になった人のサイトを見た。プロの投資家のノウハウを伝授する情報商材を販売しているらしく、申込んで代金の10万円は5回分割のクレジット払いとした。しかし、商材は投資講演会の動画が2回送られただけでまったく参考にならない。業者に連絡すると100万円のコースに入れば、リアルタイムで投資の指示をするというが、高額なため断った。解約して支払い済みの代金を返金してもらいたい。

【消費者へのアドバイス】

事例では、業者が全く対応しなかったので、契約の経過と解約の希望を記載した文書を送付した上でクレジット会社と交渉。その結果、解約となり支払った代金も返金されました。

情報商材は、副業・投資やギャンブルで高額収入を得るためのノウハウと称し、インターネット通信などで販売される情報のことです。インターネット上で誰でも簡単に稼げるかのような表現の広告を謳っていますが、簡単に大金が得られることなどありません。また、今回の事例では解約・返金となっていますが、できない場合もあります。困った時は対馬市消費生活相談所もしくは長崎県消費生活センターに相談してください。



新年のあいさつ

特集

まちの話題

スポーツアイデー

各課からの
お知らせ

無料法律相談

年金コーナー

わがまち再発見
消費生活相談所だより他

情報BOX

あんにょん韓国語

図書館情報
たすけあい通信

福岡事務所レポート
学校給食レシピ紹介

おくやみ
市長の動き他

特別診療案内他